

## 論文要旨

紫牟田佳子「周産期医療保障の確立とそのための条件整備について」

総合管理学部教授 石橋敏郎

本論文は、危機的状況を迎えている周産期医療体制の再構築に向けて、①事故防止、②産科医療補償制度、③医療機関の集約化と医療計画の3つの課題の解決が不可欠であるという問題意識のもとに、理論的側面、政策的側面、比較法的側面、実態調査的側面というように多方面から多角的な検討を加えようとしたものである。

①理論的側面では、医療提供体制の整備の要請を、単なる政策論だけでなく、社会保障制度のなかで医療がどのような性格をもち、そのような位置づけを与えられているのかを考察することにより、そこから医療供給体制の整備がどのように理論的に導き出だされるのかという議論を行っている。

②政策的側面では、医療事故防止のための種々の政策や医療事故調査制度の創設、医療計画による医療の規制と産科医師確保のための方策、「社会保障・税の一体改革」による医療の再編成などの論点について論述がなされている。また、分娩に関連して発生した重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を補償することを目的とした産科医療補償制度についての検討が加えられている。

③比較法的側面では、フランス、スウェーデン、ニュージーランド、デンマークの無過失医療補償制度との比較、医師の労働条件に関する国際比較を行っている。

産科医療の危機が指摘されてからかなりの時間が経過している。これまでは、産科医療体制の整備については、周産期母子医療センターの設置や診療報酬による産科医療の優遇措置といった政策面からの検討が主になされてきた。それに対して、本論文は、事故防止・危機管理、産科医療補償制度、医療計画といった各方面から、理論的検討も交えて総合的に考察しているところが特徴的である。また、従来、医療事故被害者のための救済措置と考えられがちであった産科医療補償制度を、医師の訴訟負担を軽減するための措置として、医療供給体制の確保の一方法として位置づけているところにも注目してよいであろう。

ただ、いくつかの箇所で重複した記述が見られること、医療計画の記述では、産科医療に絞って論じているわけではなく、他の診療科目も含めた医療一般についての論述になっていること、熊本県の実態では公表されている統計に対する分析が不十分なことなど、いくつか今後の課題として残されたものもある。更なる研究を期待したい。